

と、たとえば現在通行税というものが二割、旅客には全部課せられております。これが免除になりますと、少くとも旅客はその分だけ運賃を支払わなくてはならない。従いまして旅客の利用という面から考えますと、相当低い料金で航空が利用できるというふうな結果になると思います。それからなお、現在はございませんが、乗員の訓練というふうなものが、航空といえし現在現在非常なネックになっておりますので、できれば私どもは官設の養成所というふうなものを設置いたしまして、必要な機器、特に航空機を備えて、そこで優秀なパイロットその他の技術者を養成しまして、民間航空の発達に寄与したいということを念願しております。しかし遺憾ながら本年度予算ではこの案が大蔵省に認められませんでした。五千万円の養成補助だけ今年度認めるということになりました。それは今回提出の予算に盛り込んでございす。なおそのほかにも、消極的ではございますが、地方税の減免というようないことも考えております。これは現在固定資産税あるいは事業税の形式で、航空事業にかけられております。固定資産税は千分の十六、事業税も税率は同様でございます。しかし飛行機というものは非常に金額がかさばりますので、千分の十六でも相当な負担になります。また事業税は、交通事業であるがゆえに、収益課税でなくて、全収入に対して課税されております。これなども非常に不合理な税金ではないかと思ひます。こういうものを免除してあげれば、これも消極的ではあります。航空事業の発達に非常な援助になる、かように考えております。また

現在御承知のように、戦争前にありました航空研究所といったものがないのでございます。航空機の発達、機器の改良その他には、ぜひとも研究所あるいは試験所といったような機関がほしいのであります。これも例年大蔵省に予算要求をいたしておりますが、まだ研究所といったようなものを正式につくる時期ではないというふうなことで、若干機器の改良等に試作奨励その他の補助金を出すという程度に金額が認められております。われわれとしては、できるだけすみやかにそういう研究所のようなものをつくりまして、飛行機その他の改良進歩に寄与したい、かように考えております。そのほか連達郵便を全部航行機に積んでもらうとか、その他いろいろ考えておりますが、こまかくなりますので省略いたします。

○日井委員 以前あつた航空研究所というものが現在ないのを、至急に復活したいというふうな考えであります。これはぜひそういう方向に——今度の修正予算でもたしか科学振興費というものが、ある程度確保できたはずでございますので、何かそういうものに関して、ことに最近日本製の飛行機をつくらうというふうな機運もあるようでありまして、これはぜひともお願いしたいと思ひます。

なお航空税のお話が出ましたが、国際航空の方の税金は、現在外国の航空会社のもので内地に入つて来まして、全部外国の方の収入になるのではありませんか。また日本のものが国際航空に飛ぶ場合、それとの関係をちよつとお話いたしたい。

○栗沢政府委員 外国の関係でございますが、これは条約にも関係ございまして、現在国際民間航空条約では、航空機あるいはその積んで参ります油、部品等は、国内に持つて参りまして税金はお互いに課さないということになっております。それからたゞいまの御質問の点は、おそらく通行税等の問題だと思ひますが、外国の国際機には通行税は課せられておりません。実は変な関係になるのでございまして、日本の国内で旅客を輸送する場合には国内の輸送になりますので、ほんとうは通行税がかかるのであります。従いましてたとえば札幌から東京へ出て、東京からサンフランシスコに参る切符を札幌で買います。札幌・東京間は通行税がかかりません。ところがアメリカの方でサンフランシスコから東京まで乗つて来て、乗りかえて札幌まで参るといふ切符をサンフランシスコで買いますと、日本の通行税はアメリカでは徴収いたしません。東京・札幌間の通行税はいらぬというふうな状況になつております。国際的には通行税はかけないという原則になつております。

○松井(豊)委員 長代理 榎君。二、三お尋ねしたいと思ひますが、きのうの大臣のお話では、現在の日航の経営の面において赤字が出ておらぬというふうなことを私も聞いたのでございまして、現在の経営状況を簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○石井國務大臣 日航の経営状態は、今までは毎月の経営は大体赤であつたのが、多分三ヶ月ごろに黒になつたのではないかと思ひますが、まだほんとうの決算ができていないので、どういふ

ふうな状態になつておるかということばかりです。ただその月だけの集計を見ると、四月は確かに黒字になつております。三月も黒字になつたというのを言つておつたと思ひますが、まだほんとうの決算ができていないので、なお詳しいことは聞いてから申し上げたいと思ひます。大体のことは、よくよくかつこうがつき始めて、国内の幹線だけやつておればよいという状況になつて来たというのを、会社の責任者が言つておるわけでありまして、きのう申し上げたように、福岡が一回が二回になり、北海道が一回が二回になるといふようなことで、だんだんと時間も正確になり、そして乗客も利用することが時間的に便利になつて来たので、お客がふえて来て、見込みが立つて来たという状態だと思ひます。これ以上詳しいことは、必要がありましたらなお調べましてお答えいたします。

○榎委員 私はこの修正案に対しての質疑に關連してお伺ひするわけですが、今ここではつきりした経営状態の説明がないわけでございますので、どういふことになつておるかという断定はできないわけですが、相当有望な会社であるといふことはわかるわけでありまして、政府が十億出資をする、それにプラスして債務保証をするとか、あるいは政府の所有株式の後配をするといふ、きわめて特例を持つたところの修正案であります。こういうことをやつて参りますと、これに匹敵するやうな他の重要な産業があると思ひますが、そういうものとの関連性において、非常に不合理ではないかというふうに考

えるわけでありまして、提案者はどうしてこういう将来性があり、相当資本が集まるであらうと思はれる本航空会社に対して、このような飛躍的な特例の設定をされるのか、ひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○關谷委員 ただいまはこういうふうなことをせぬでもいいではないかというお話でございますが、私が動議を出しております航空事業の債務保証の点につきましては、これからいろいろ資金計画をやります。現在借り入れなければならぬ二十八年度の計画におきまして、三十五億程度のものがいるのであります。その金融措置をいたしますためには、債務保証をしなければならぬといふことは、これは常識的に判断のできることであります。ぜひとも育成しなければならぬ航空事業でありますので、その金融措置を円滑にするための債務保証であります。それからいま一つは、ただいま榎君のお話では資金が集まるであらうといふふうな話がございましたが、資金の出資が非常に困難である。その場合、政府が十億出した場合、これを後配株といたしまして民間株を優先する、こういうことになりました。資本が集まりやすいといふことで、この制度を設けたのであります。こういうことにはしない限りにおいては、やがて民間出資を二十億にするというやうな計画がありますので、そういうときにはおそらく資金の獲得がでないであろう、こういうふうなことから私たちがこのやうな法案を提出したやうな次第であります。

なおただいま運輸大臣が、この三月とか四月かに黒字であつたというよ

うなことを申されましたが、その月だけながめると、そのようなことにあるいはなるかもしませんが、しかし従来の繰越しの欠損もあるはずであります。なおまたこれが六月とか十二月という場合の決算期ごとの計算をいたしましたならば、大臣の言われるような安易な経理状態ではないと私ははつきり考えておるのであります。これは資金の獲得の面を容易ならしめるための修正案でありますし、なおまたこれに助成策といましては、もう少ししなければという育成することとがでないのではないかと、こういうふうな考えでおるのであります。それからまた諸外国の航空事業はすべて補助政策が行われておりますが、とうてい我が国ではそのような助成策ができないという程度のところまでやつておるのであります。その間に処して行く事業といましては、国際競争力の面から申しまして、もう一段の助成策がなされる措置があるのではなからうか、こういうふうなことは確信しております。

○榎委員 今のお話のような航空の必要性から、なお政府がそうした育成策をとらなくてはならないという精神についてはよくわかるわけでありまして、私たちが一番心配をいたしておりますのは、今は航空だけであります。が、おそらく海運関係その他、他の産業に対する関連性であります。航空会社は非常に手厚い育成の方策をやつておいて、次に他の産業からこういう要請があり、かつ産業が相当必要な産業であると認めた場合には、同じような方法によつて育成をして行かなければならないという問題が出て参ります。

○榎委員 次は、ちよつといやなことと言つておつたが、うわさに聞きますと、今まで日航はアメリカの中古品の飛行機を買つておつた。そのためエンジン等に非常に損傷があつて、中には使ひものにならない飛行機もある。従つてそのほとんどを日本の工場に入れて修繕をしておる。昨日大臣から、安いからといつて命を捨てて飛行機に乗るような人間はおらないというようなお話があつたわけですが、そのような重大な航空機について、優秀機は昨日の御回答では相当先に行かなくちや入らない。現在あるところの飛行機は中古品であつて、中には飛べないような飛行機もあるといううわさを聞いて

おるのですが、この点についてわかつておりましたならば、そういう事実があるかどうか、御説明願ひたいと思ひます。

○石井国務大臣 今国内に飛んでおります飛行機は、みんな飛べる飛行機ばかりであります。使はずにしまひ込んでおるのは一つもありません。ただ年中飛行機をいひ状態において飛ばすには、整備を絶えず怠らざるやうなことです。それは、御承知の通りであります。それで絶えず整備を怠らないやうにいたすために、あるいは数日飛ばすに修繕をしておるといふことは、当然あるわけでありまして、飛べない飛行機はありません。それからちよつとさつきのことで、今の経営状態は、三月までははつきりしませんが、四月ごろはいい状態である。このままで行けば国内の航空はだん／＼よくなるであらうという見通しを持つております。しかしこれは国内ではほかのものは許さない方針でありますので、これが充実にたしなまして、客の利用率もだん／＼よくなりまして、国内だけやつておれば私は今の状態に済むと思ひます。しかしこれが一緒に国際線をやつて行きますと、国際線は御承知のやうに非常に競争の激甚なところであり、その中に立つて行くには、機体そのものもいひものでなければならぬし、そのほかいろいろ／＼な整備もいひのでありますから、競争の上では、経理の上では少くともこしはばくは、苦しい状態が続くであらうと思ひます。それには飛行機等もだん／＼買わなければならぬし、またそのためには資本金だけではいけなないので、借入金というところが問題になつて来る。資本金の払込みの

状態はこの間も申し上げたと思ひますが、日本航空が四億の資本金を十億に増加した結果はどうであつたと申しますと、非常に出資が出たりして、六億のうち一億五千万円くらいが失権株になりました。それはそれでほかで処理し得るのでありますので、これがもう少し増資をして行かなければならぬやうな状態にこれからはなるときに、なか／＼出資がでにくいことになるのじやないかといふことを心配しております。そういう事実だけを申し上げておきます。

○榎委員 関連してちよつと……大臣は先ほど日本航空は三月か四月に黒字が出ておつたといふお話でありましたが、日本航空は二十七年の十月から二十八年度の三月三十一日まで、欠損が四千三百九十九万九千円というものがあつて、現在一億三千二百万円程度の繰越しの欠損が出ておるのです。どこで大臣が答弁せられたやうな黒字が出ておることになつておるのですか。大臣はどういうやうな資料に基づいて言つておられるのか、その点をばつきり御答弁願ひたい。大分答弁せられることと事実が違ふやうであります。

（松井）委員長代理退席、委員長着席

○石井国務大臣 さつき申しましたやうに、四月の一月の成績が黒字になつたといふことに、その重役から聞いておるといふことを申し上げました。これははつきりしないのでありますが、三月もあるいはさうであつたかもしれぬ。一期間にするともちろん成績は赤字であります。それから今後のものはどうなるかわかりません。ただ一月にそういうことが出て来て、そういう

一つの関係においては数字的に有望なる情勢を示しておるとも言えるというだけでありまして、まだそれも期末になりますといふ／＼なものが出て参りますので、はつきりしないと思ひます。

○榎委員 私はこれで質疑を打ち切ります。

○關谷委員 松原喜之次君。

○松原委員 ほんの少しばかり修正案に対して質問をいたします。この修正案の十条の二項によりますと、一割配当までは特別の取扱いをすることになつております。今日民間会社が二割とか、ひどいのに五割といふやうな配当をやつておる。これは貨幣価値の違つた時代の資本をベースとしておるから、高配をやつてもあまり不適当でないといふやうな考え方から高配をやつておりました。戦後の投下資本に対する配当であるならば、これは銀行利子とにらみ合せて、やはり戦前と同じやうに、八割配当といへばあまり悪くないといふ程度に考えるべきではないか、かやうに私は考えます。従ひまして八割までは保証するといふのはや甘いけれどもまあよいとして、それ以上の場合にも特別の取扱いをするといふのは、少し甘やかし過ぎるのではないかと思ひますが、この点についてお尋ねいたします。

○關谷委員 過去におきましての航空事業といふものは、ほとんど政府の補助政策によつて立つておつたことは、榎君も御承知の通りだと思ひます。軍の恩恵を受けておつたことは間違ひはないのであります。なおまた国際競争力の点から申しまして、海運関係におきましては、これよりなお一層もう少し進歩いたしたところの助成策がとられておるのであります。航空事業と海運事業とを比較いたしました際には、海運の助成策の方が航空よりもなお手厚いものがあるといふことだけは御承知願ひたいと思ひます。

○榎委員 次は、ちよつといやなことと言つておつたが、うわさに聞きますと、今まで日航はアメリカの中古品の飛行機を買つておつた。そのためエンジン等に非常に損傷があつて、中には使ひものにならない飛行機もある。従つてそのほとんどを日本の工場に入れて修繕をしておる。昨日大臣から、安いからといつて命を捨てて飛行機に乗るような人間はおらないというようなお話があつたわけですが、そのような重大な航空機について、優秀機は昨日の御回答では相当先に行かなくちや入らない。現在あるところの飛行機は中古品であつて、中には飛べないような飛行機もあるといううわさを聞いて

○榎委員 次は、ちよつといやなことと言つておつたが、うわさに聞きますと、今まで日航はアメリカの中古品の飛行機を買つておつた。そのためエンジン等に非常に損傷があつて、中には使ひものにならない飛行機もある。従つてそのほとんどを日本の工場に入れて修繕をしておる。昨日大臣から、安いからといつて命を捨てて飛行機に乗るような人間はおらないというようなお話があつたわけですが、そのような重大な航空機について、優秀機は昨日の御回答では相当先に行かなくちや入らない。現在あるところの飛行機は中古品であつて、中には飛べないような飛行機もあるといううわさを聞いて

○榎委員 次は、ちよつといやなことと言つておつたが、うわさに聞きますと、今まで日航はアメリカの中古品の飛行機を買つておつた。そのためエンジン等に非常に損傷があつて、中には使ひものにならない飛行機もある。従つてそのほとんどを日本の工場に入れて修繕をしておる。昨日大臣から、安いからといつて命を捨てて飛行機に乗るような人間はおらないというようなお話があつたわけですが、そのような重大な航空機について、優秀機は昨日の御回答では相当先に行かなくちや入らない。現在あるところの飛行機は中古品であつて、中には飛べないような飛行機もあるといううわさを聞いて

には、これは政府出資の方に五、民間出資の方に一という割合で、その超過部分は政府出資の株の方にいわれる六分の五をまわし、六分の一というものが民間会社の方にまわる、こういうことになりすので、かりに数字で申しますと二割の配当があることになりす。これは政府の方の株とそれから民間株とが一割ずつをとるといふような結果になつて来るのでありまして、決してそれ以上のもので特別の恩恵を与えておる、こういうわけではないのであります。

○松原委員 八朱以上に特別の扱いをしてやる、その特別の扱いをする必要はない。つまり八朱以上になれば全部政府に配当を与えて、そうして八朱まで政府に配当ができるようになった上で、今度は平等に配当するというようなことにしまして、八朱以上に特別の処置をするほどのこともないではないか、こういうふうには私には考えられない。但しそれは五分の一でありすから、計数上からいって非常な問題がそこにあるというわけではございせんから、たつて私は主張するわけではありせんが、しかしそこまで何も特別の扱いをするほどのことでもない。これは経済の常識上そうではないか、こう思うのであります。従つて小さな計数でわざ／＼特別扱いをしない方が、今後他の産業の育成等にあたつての一つの突破口になりますから、何とかこれは撤回してもらつた方がいいのではないか、こう思うのであります。

第二点といたしまして、これは修正提案者をも含めて現政府にもお伺いするのではありませんが、造船産業といひ、あるいは海運事業といひ、運輸省に關

係する事業に対して、航空事業とともに特別な育成の方途を政府として講ぜられるのであります。これは国民の税金からまかなわれるところのかような特殊の恩恵の処置に對しましては、國家は國民を代表してできるだけの誤りなからしめるという措置を講じておかなければならない、従ひましてこの日本航空株式会社に對しては、もちろん代表取締役の選任だとか、あるいは重要な資産の処置だとか、あるいは利益配当とか、いろいろなものに對して認可権を保留してありますけれども、しかしさらに必要なる場合には監査権の発動をなし得るがごとく、この法文を用意しておいた方が納得が行くのではないか、かように思うのであります。これに對してお考えを承りたいのであります。

○石井國務大臣 私は海外航空の問題も、海運造船の問題と同じような関連を持つと思つてあります。それはこれによりまして外貨支出を一方に押え、外貨の獲得の道も開けるといふことが一つ、経済的の面だけ考えればそういうことが言えるのであります。それは航空事業そのものがりつばな発達をなし、そうして日本航空の飛行機は安心して乗れる飛行機だと思つて行かなくてはならないと思つて行かなくてはならないと思つて行かなくてはならないと思つて、その会社の経営がしつかりしておつて、その会社ならば、非常にけち／＼して、そのために飛行機そのものが不安定の状態になるようなことはなないという安心感を与えるような経営状態であることが望ましいのでございす。その意味においてやつて行きたいと思つてあります。が、今のお話の特に監督の面であり

すが、もつと必要な場合には監督を強化し得るようなことを考えたかどうかという御説明であります。が、ごらんくださいますように、いろいろな条項の中に運輸大臣あるいは大蔵大臣等の監督の範囲もきめてありますが、私どもは普通の経営の場合の行き方としたしましてそれを見る場合に、きのうもちよつと熊本さんにも申したように、この人のもとでやつたならば、確かにうまく行くだろうといふような人になるべく置いて、そうしてその人がその仕事にできるだけ腕を振るるようになり、そうしてほんとうにりつばな会社にして行くときには押えて、その中でやつておるときには、いやこちらの方がいいとか、そちらに曲つた方がいいなどと言わない、そのくらい程度のほうが、スタートするときの監督としてはちよつどいいのではないかとと思つております。もしそれが実際に運用してみまして、ここをこすべきだといふような問題が起れば、またそのときに考えて行きたいと思ひます。

○松原委員 この際ちよつと申し上げておきたいことは、運輸大臣が事業を官儀的に運営することに反対であるという意見を明確にせられませんでした。これは、私も賛成であります。しかしながらその際に官僚といふものの定義が問題になるのであります。きのう熊本委員からお話がありました国営あるいはコーポレーションにするといふことに對して、そうならば、それはすぐ官僚経営になるからだめだといふお話を聞きました。これはとんでもない間違ひであります。それは現在の官僚が悪いといふことで、あるいは従来の官

儀的運営が悪いといふことであつて、もとよりコーポレーションあるいは国家直接の経営になれば、これは官僚であります。しかし今運輸大臣がおつしやるように、その責任者が生涯その事業に打ち込まれるような運営方法にし、そうしてあまりわけのわからぬ連中が、法律やその他のものをたてにとつて干渉しないような方法にさへすれば、それでいいのであつて、国家経営にすれば必ずそうなる、いわゆる官僚経営になるのだといふことを考えておられるとするならば、それはわが党が常に考えておりましたところの民主的な経営、あるいは社会化といふことはおよそ遠い事柄であつて、われ／＼が主張するコーポレーションとか、あるいは国有官營とかいふようなものは、大臣のおつしやるのと同じその経営の施策であるといふことを、御認識願ひたいのであります。

さて先ほど申した監査権の問題については、もちろん株主である限り一般株主とともに、会社の経営に對して監査権を持つておることはわかり切つたことであります。しかしながらこれは考え方の問題でありまして、その一般株主とは違ふといふことで、もとよりいろいろの認可権を保留しておるのであります。が、しかしさらに必要な場合にはこの事業の監査をやるのだ。これは商法上株主は持つておるのだけれども、それ以上に特段な事業の監査権を持つておる、必要な場合にはそれを發動するのだといふ、一つの象徴的なそういう規定を置いておくといふことが、この会社に對する政府の補助がきわめて公正であり、そうしてきわめて責任を重んじた考え方であるといふこ

とで、私はこの監査権の問題を出すのであつて、むやみやたらに監査権を振りまわすといふ意味ではないのであります。そういうふうな考え方ではこれはやつておいてもいいまいと、今後鉄鋼であれ、電力であれ、あるいは肥料であれ、いろいろ重要な基幹産業に對して、おそらくこの助成の問題が起つて来るのではないかと想つてあります。外貨を獲得するとか、あるいは国際収支を改善するといふことであれば、たとえば化纖の問題だつて同じことであり、そうすればソーダでも同じだといふふうには、そういうものは幾らもあり、五十歩百歩です。そういう問題が起つて来るから、それらの問題ともならみ合せまして、できるだけ厳格であり、公正であるといふような規定を置いておく方がよいと私は思つてあります。これに對するお考えを伺いたいと思ひます。なお修正提案者においても、特段の恩恵の措置をとるやう修正されるのでありますから、こ

ういふ点についてはなおさら慎重なる御考慮を願ひたいと思つてあります。

○石井國務大臣 松原君の御説、私もごもつともと思ひます。この会社法の規定のほかに、御承知と思ひますが、航空法の中に運輸大臣がいろいろ命じ得るやうな事項が相当規定されております。それによつて相当立ち入つた監査ができると思ひます。それとあわせまして、あなたのおつしやるやうな御趣旨を達成し得るだらうと思ひます。

○松原委員 戦時中ありましたけれども、公団とか官團とかいふものをこしらえて、そして政府の監督が行き届かずして、でつち上げられた弊害がたく

さんあるのであります。平時だからそんなことはないといえども、それまででありますけれども、そういう経験も殷鑑と見做さず見ているのでありますから、とりあえず事業の鑑査権を大臣の手に保有して、必要な場合には大臣の命するところをもつて帳簿を調べたり、あるいはその他の監査権の行使ができるというふうな一項を入れる方が、稱当であるといはるべきであります。この点に對して大臣のぜひ御譲歩をお願いしたいと思います。

○關谷委員 この十一條で大蔵大臣に協議をするというふうなことは、会社のいろ／＼なことにしても、会社のおりまして、十二條では財産目録その他、營業年度終了後にはすべてそういうふうな書類を提出することになつておりますので、私はこの程度で十分ではなからうか、かように考へております。

○關内委員長 松原君、よろしゅうございますか。

○松原委員 不満足だけれども、しよがない。

○關内委員長 川島金次君。

○川島(金)委員 私この修正案と原案に對する質問も若干残つてゐるのです。その前に大臣にこの機会に緊急的な問題として、さらに重ねて伺ひ申し上げたいことがありますので、お答え願ひたいと思ひます。それは先般私はこの委員会の席上で大臣にも伺ひを、大臣からも御答弁があつたこととありますが、例の国鉄職員に對する夏季手当の問題でございませう。今や国鉄の労組の諸君は、この問題に重点をかけて必死の態勢をとつてゐることは、大臣も十分に御承知のことと思ひ

のであります。ことに最近におきましては違法闘争を開始いたしまして、昨日のごときは東海道線の貨物列車三本が、そのためであるかは別といたしまして、運休のやむなきに至るような事態が惹起されております。これと申すのも、究極においては夏季手当の問題が、政府において、出すかのごとく出さざるかのごとく、きわめてあいまいな態度で今日まで推移をしておるというところ、重大な原因があるのではないかと、ことに先般の予算委員会におきましては、改進黨を加えた野黨四派において、○・二五を繰上げ夏季手当として支給せよとの決議案が決定されたことも、大臣よく御存じの通りであります。しかも今や本日をもつて二十八年度の一般會計、特別會計を通じての繰上算案は衆議院を通過する、大修正ではあります、成立をするという時期に達して参りました。還からずこの修正案をもつて参議院にも送付され、同時に参議院においてもおそれく月末までには成立を見たいということになるのではないかと、一部では期待してゐるわけでありませう。そこで国鉄労組との団体交渉の経過、あるいは院内と政府との関係等から見ても、少くとも最低○・二五くらいは繰上げ支給は可能であらうというところがわれわれにも期待され、また特に当面の国鉄労組四十万の諸君にとつては、絶大の期待がこれにかけられておる状態であるといふことも、大臣は十分に御察知のことと思ひます。今や予算成立を前にいたしまして、この国鉄職員に對する○・二五の夏季手当の繰上げ支給の問題が、一体可能であるかどうか。もはや政府といたしまして

てもこの段階においては、いいかげんなことを言つておるときではない。そこであるいは閣僚の一人として、あるいは国鉄の監督者であり、最高責任者であるところの石井運輸大臣のこの問題に對する明確な所見と見通しとを、この機会に發表していただきたい、こういうことを重ねて私は大臣に希望するものでございませう。

○石井國務大臣 この問題はこの前一度お答えをしたのでありますが、ただいまお話をしたのであります。日がたちますので、なるべく早くどういふふうにか政府の態度を決定すべきものだと思ひます。但しきようも実は先ほど閣議の席で私はこの問題に觸れて質問をし、みんなと話し合つたのであります。この前から政府は問題にしておるのであります。予算案が通らなければ、また少くともこのころでよろしいというはつきりした見通し等ができて、そして實際上の取扱ひができることにならなければ、どれだけのものをいつ出すということは、正確にきめられないままでは、要するに今度は大幅の修正がありましたが、いずれにいたしましてもこの予算が通らなければ、話はきめられない。どういふふうな点にするかという点については、大蔵大臣の案もあり、いろ／＼あるものであります。もう少し話し合つてきめるといふやうなことで、私といたしましては、今あなたのお話のような国鉄の情勢もありまして、一番早くきめられ得る機会をつかまえて早く決定したい、その話し合ひをつけたいといふことを申してわかれたのであります。一番早い機会として考えられますのは、

予算が衆議院を通つたときが一つの機会でありませう。あるいはそれだけではいけない、予算というものは衆議院も参議院も通らなければ成立するものでないといふことであります。月々月末なら月末に通つたときにただちに決定ということになるかといふことであります。私どもはできれば衆議院を通つたあとでも、なるべく早い機会にきめるやうな方向に進めぬかといふやうな話等をいたして、まだはつきりせずにはきようはわかれたわけでございます。なるべく早い機会にどういふうにかきめたいといふことだけを申し上げておきます。

○川島(金)委員 今のお話を伺ひました、さうございませう。私どももいたしましてはさういふふうな大臣の言葉を理解してよろしいかどうかを、念のため何つておきます。今の大臣のお話によれば、まだ衆議院は現在において予算案が通過したわけではない。しかしながらこの問題についてはきわめて重要な案件であるから、最短限度においては予算が衆議院で成立した直後においては、具体的に考へない／＼な状況だとすれば、いかなる最悪の事態でも予算案が正式に成立すると同時に、この問題は具体的に発表できるといふことになる、かういふことに理解してよろしいのかどうか、その点を伺ひます。

○石井國務大臣 結論がどうなるかは別といたしまして、筋は今お話の通りにはいたしたいと思ひます。

○川島(金)委員 それではさういふ筋道を通しまして、とにもかくにも夏季手当の○・五プラス・アルファという

何らかの形は出る、こう理解してよろしゅうございませう。

○石井國務大臣 プラス・アルファといふことは、今私としては申し上げかねます。どうなるかは結論を出すに申しました。それは今各委員等において、副総理あるいは大蔵大臣等が何かいろ／＼、私それをはつきり知りませんが、申しておりますから、プラス・アルファになるだらうと私は信じております。

○川島(金)委員 大臣のお言葉はきわめて微妙かつあいまいなんです。何か大臣には見通しのあるかのごとく、受取りようによつてはなにかのごとくにも受取れる言葉で、まことに微妙をきわめておつて、われ／＼のような勘の鈍い者にはわかりませんが、いずれにいたしましても、閣議の中でも重大な問題の一つとして取上げられておるであらうといふことは、われ／＼は想像をいたしておる。しかし今の大臣のお話によると、衆参両院を通過して予算案が成立したといふことになりませう。最短限度においては本月の末、あるいは最悪事態が起れば八月の一日か二日に予算案が成立しないとも限らぬ。そうすると、今まだ十七日でありませうから、月末までにいたしましてもお余すところ二週間あります。しかもこの二週間という長い時日の間において、労組関係では、全国に違法闘争が展開されておる。しかもこの夏季手当を中心とした要求スローガンを掲げておる違法闘争であることは、まぎれもない事実であります。そしてしかも貨物列車の運休などという事態が出ておつて、またさらに、これが暴力的な展開を見ようなことがあります。それ

ば、輸送上の問題といたしまして、きわめて大きな問題として取上げられなければならぬような事態が起らぬとも限らぬ。その事態を目の前に置いて、どうも政府としては出さぬこと、出さざるがごときような態度である、一層事態を私は悪化せしめることにはなりはしないかと思う。そこで私は大臣にこれを強く要求することは無理であるということも、若干は承知であります、しかしこの段階ではもはや当局は、たとい具体的な金額あるいは具体的な事実とは別といたしまして、この要求に対する何らかの回答を与える、こういうことは今日の段階ではきわめて必要でないかと思う。そういうことが可能であるといえますならば、数日來展開されておつて、だんだん悪化するであろうと懸念されまゝところの、全国の国鉄を中心とした輸送状況というものは、これは急速に元にもどるといふ可能性の望みがあるのではないか、こういうことを私は考えますので、この機会にそういう必要があるという私の考え方に基いて、大臣の確固たる回答でなくともよろしい。何らかの四十万の諸君に、不満足ながらも、おぼろげながらもつかみどころのあるような回答が与えられてしかるべきではないか。そのことによつて今日の事態を急速に元に戻して、一層職員各位においては、輸送の増強に大いに精進してもらふ、こういう形に返して行くということがきわめて必要だ、こう思うのですが、その点いかがでございますか。

○石井国務大臣 この際はつきりしたものが出来、それを答えれば一番早いことは当然私も思うのでありますが、今のところでは答えると思へば、今でも各場合に副総理あるいは大蔵大臣から言つておりますように、何とかいたしまして、またそれが進んで善処するといふような言葉をどこかで使つておるようでございますが、ということがあなたの先ほどのお尋ねに対する何らかの答えになると思ひます。これは私は政府の責任のある言葉の一つだと思ひます。数字的でないだけのものではないかと思ひます。私に結論はどうかと言われれば、はつきりと答えると思へばわからないといふことを申し上げます、おのずからそういうふうになつておるものがあるように思ひますのであります。これは私は一言言ひ得るのは、一日も早くきめてもらふことだと思ふ。できれば私は衆議院で予算案が通れば、それで何かやれるならばそこできめてやるか、あるいはそこいらできめて、ほんとうに支給するのは本予算が通つたときにするにしても、なるべく早く、通ればこうするといふうなことが等がきめられれば、きめた方がいいのじやないかと思ひます。そこまですかしはつきりした数字を出す、今度は参議院が、まだおれの方で予算が通らないのに、かつてにお前の方が使うのはおかしいといふことが起ると思ひますが、あなたの言われたような線に近いものを早い機会に出すようにしたい、こういうふうと思ひます。

○川島(金)委員 過般緒方副総理は、国鉄の代表者に対して、これは非公式の言葉ではもちろんあるでしょうが、今の予算案がせめて衆議院を通過したときには考慮できるだろうといふようなことも、一つの話として代表者に伝えておるようであります。これをまた国鉄の代表者は唯一の希望として、今日まで待つて来たといふ事態でもあります。たといこの〇・二五でかりに裁定がありましても、その〇・二五でもかじりついていなければならぬといふのが、国鉄四十万諸君大衆の生活の實情であることは、大臣よくお認めのことであると思ふ。それだけに四十万の労組の諸君にとりましては、きわめて切実な問題であるといふことも十分御了解のことと思ひますので、どうぞ今の機会において、私が無理な御注文を大臣に申し上げて、無理な答弁を求めたところをいたしても、それが実現したならぬことでもありますので、この点は十分大臣が明確なお話ができないといふことも、十分に私も賢察を申し上げまして、これ以上追突する気持はございませんが、どうぞひとつ四十万の諸君の問題であると同時に、全官公労並びに地方公務員のこの夏季におけるところの生活の問題として、きわめて切実な問題の一つでございますので、ことに運輸大臣におかれましては国鉄監督の最高責任者として、それら四十万の諸君の熱烈な、しかも切実な要求に対して、できるだけすみやかな善処をされることを強く私は希望を申し上げます、この点は打切つておきたいと思ふのです。

○關内委員長 熊本虎三君。○熊本委員 まだ航空法の本体の質問があるわけですが、今修正案の方の質問があつたようでありまして、その面でも、二お伺いをしてみたいと思ひます。と申し上げますのは、先ほども松原君が言われておつたように、経営の基本的なものの考え方については昨日もお尋ねし、さらに資料を要求しておりますから、いづれ資料を出していただくことにいたしました、なお検討をいたしたいと思ひますが、ここに提出されております修正案であります、修正案の第十條、これを見ますと、先ほど松原君から質問がございましたように、いささか民間資本に対する待遇の度合いが過ぎておられるか、こういうふうな考えられませんか。問題は第九條において、会社の債務についてこれを国家が保証する、こういうことに相なつておるわけでありまして、さらに十九項の次に一項をつけ加へまして、ただちに保証すべき金額三十四億四千六百万円、これに対する利子が五億一千七百万円、こういう数字まで明記されておるのであります、こういう点から考えますと、大體今度出資すべき航空会社の全責任は政府によつて負う、要するにまるがかえの感があるのであります、これは現在の出資すべき新航空会社として、一応やむを得ざるものだといふふうにも考えられます。しかしながら、そうであるながら利益配当については、まず百分の八までは民間が優先する。さらにそれ以上にわたつても差異をつけようという修正案であります、これについて先ほど松原君が言われましたように、私はこの条文の二項の三行目、「配当すること」ができる利益金額を、「こう書いてありますところから削除いたしまして、そこに「政府所有の株式に配当し、両者平等の配当ができる期間、差額配当を認める。」という程度の修正によつて、ひとつ政府、民間のバランスをとつていただい

たらどうか、かように考えます。もちろん私どもの方の党議の決定をまだ了承得ておりませんが、党の決定というわけではございませんが、私の考え方として御質問を申し上げておきたい、かように存じます。

○關谷委員 この日本航空株式会社ができましますと、またただちに出資をしなければならぬといふふうなこともなつて来るのであります、これから先の資本株の募集といふことにつきましては、現在でも日本航空の株が下りつつあるといふふうな状態でありまゝです、さらに十億を募集するといふのは、非常に困難が伴うであろうと私も予想いたしておるのであります。そうしてかりに六分といひましたも、五分は政府の方にいく、わずか一分しか来ないといふふうなことになるので、この程度のことをつけ、少しでも株の募集がやりやすくなり、できるだけ民間資本を増強したい。できるならば、この政府出資も民間に開放したいといふのが政府の意図であります、当然そうあるべきでありますので、私たちは当初民間に株を募集いたしますことを容易ならしめるためには、この程度のことをするのがよいのではなからうかといふふうな考えをしております、他にこれは帝都高速度交通営団でありましたか、そういうふうな際にもこういうふうな条文になつておりますので、大体他の場合と同じような、権衡のとれたものにするといふふうな意味で、このようにいたしておるのであります。ことに資金の調達にむずかしからうといふ現在におきましては、日本航空の株の下つておるといふふうな状態になりますと、株

の募集の先行きと申しますか、それが非常に困難であるということ、こういうことによつても、私は株の募集を容易ならしめることが最善の方法ではなからうか。このように考えて提案をいたした次第であります。

○熊本委員 いろいろやはり多くの経営費がいるわけでありますから、民間募集についての考慮とか配慮等が盛り込まれておるであろうことは想像つきです。しかし私も考えますと、これから再出発せんとする航空会社が、国際及び国内幹線のいわば独占的な経営をするという方針でございまして、従つて、たとえは現在問題になつております造船計画等の場合と、この会社に対する場合とは、民間の信頼と希望とに相当開きがあると私は信じます。従つて先ほども言いますように、たとえば十億という株の半額は民間から集めなければならぬ、この会社の出発当初における困難を予想しながら、一切の債務に關する保証を国家がする。そうして利益配当を優先する。こういう観点に立ちますならば、民間からの募集についてもそれほど困難ではないと私は考えます。従つてあまりにも国家のまゝかかえの会社、しかも必要以上に民間資本保護というやうな制度は、よほど考慮しなければならぬ、かように考えておるわけでありますが、いづれも信念を持つて提案され、さらにお互いに考慮する必要があると考へますので、ここで討論をやつても始まらないと存じます。念のためもう一度文章を、今書いたものから、法文になつておるかどうかわかりませんが、各委員に御記載を願つておきまして、御検討を賜われれば幸

いだと存じます。私の修正いたさんとすると、十條の二項三行目、譲りますと、「その割合をこえて配当することのできる利益金額を」というところから下を抹殺して、そこに「政府所有の株式に配当し、両者平等の配当ができる期間、差額配当を認める。」というように記録していただきまして、各党でひとつ御相談を願へば幸いと存じます。提案者にただちに御答弁を願ひまして、これは意見の相違かと考へますので、その点をよろしくお願いしたいと考へます。この機会に大臣から、かような修正案に対する再修正についてお氣持を承れば幸いと存じます。

○石井國務大臣 私どもは日本航空株式會社法案を提出いたします前に、実はこれらの点も考慮はいたしたのでございまして、債務保証もすべきではないか、また政府所有株式の後配というものもやるべきではないかということの意見を、考え、検討をしてみたのであります。いまだどういふふうにかゝるが進行して行くかも知れないのでありますから、あまりに政府の方から原案をいたしましてどうもやりた

い、あゝもしてやりたいということ、は、少し政府としては過ぎるではないだらうかというやうな遠慮の心持が、相当この起案の上にあつたのは事実でございまして、それでも少し様子を見て、あるいはそれでもよいであらう、たとえば政府の所有株の後配等につきましても、これももつともであるが、實際上は少くも何年間かは配当もできぬであらう。その様子を見て、皆さんのお考へでまた直してもらつてもよいじやないかというやうな、軽い心持で

やつたのでありまして、皆さん方がこれを御決定くださいますれば、それに對して私も賛成でございます。

○熊本委員 なるほど大臣が御遠慮されて、こういう差額配当による民間資本の防衛の考慮は、御遠慮されておつたやうであります。御遠慮される理由も、先ほど私が申し上げるやうに、非常にあるわけでありまして、政府のまゝかかえのことでなければ出資できないという点であります。大臣としてはそういう点を御配慮されたことはもつとも妥当だと思ひます。そこでせつかくこういふ修正案がございまして、かりに私が再修正いたしましたも、差額利益の配当というものが保証されるわけでありまして、従つてこれならば大臣としても、御遠慮されておつたものから、保証の面、あるいは配当差額の面、こういうものには非常に好意的な修正である、一歩前進した形であるということだけは、お認めが願へるだらうと思ひますが、そういうふうにかゝるに承してよろしうござい

ます。○石井國務大臣 その通りでございます。○熊本委員 それでは修正意見につきましては、各位に一応御高配を賜はるというようにいたしておきまして、私は次に、先般行われました提案説明の中から、二、三質問を申し上げたいと存じます。

それは提案説明の三ページでございます。「まず会社の目的であります、本会社は、国際路線及びその基礎となるところの国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を經營することを規定しております。」と

いう御説明でございます。附帯事業ということになりまして、たとえばローカル線等の問題に關連して来るかと思ひます。さらに航空關係における附帯事業というものは、やううとすれば限りなくあると思ひますが、ここであらう附帯事業という意味は、たとえばどういふものを含んで御説明になつておりますか、その範圍等を御説明願へれば幸いと存じます。

○栗沢政府委員 附帯事業を御説明申し上げます。たとえばこの事業に使用します航空機の整備工場といったやうなものは、非常に必要な附帯事業かと思ひます。それから特に外国へ出るための航空機を必要とする不定期事業、たとえば今回のマヌ島から日本に歸る方を迎えるといったやうな場合の不定期事業、こういったものも考えられるかと思ひます。御質問のやうなローカル線をこの会社がやるというやうなことは考へておりません。また航空機の大きさから申しましても、ローカルの小さい飛行機を使用できない飛行機を使ひますので、ローカル線は不當であるというふうにかゝる考へております。

○熊本委員 ローカル線については、ただいまのところこの内容には含まれておらないという御説明のやうでございしますが、場合によつては、重要ローカル線についても、やはり会社設立後においてその經營が必要になつて来るのではないかと。それからもう一つは、これに附帯する事業としてあげてみますならば、国際航空でございますから、これに付屬するホテル經營の問題等も、やればたくさんあるかと思ひます。そういうやうな意味をも含めて、この航空事業に關連する相当大幅な附帯事

業を御經營にならうとする御意思であるのか。今御説明になりましたやうに、たとえば直接航空に必要な整備その他というふうには、ごく狭い範圍にこれを限定されて行こうとするのか。これは考へようによつては無制限であり、附帯事業というにはあまりにも表現の仕方が適切でないやうな、当然の付隨事業の問題とも考へられるわけでありまして、この点は非常に私どもは関心を持つておるわけでありまして、もう一つ御説明が願へれば幸いと存じます。

○石井國務大臣 それに附帯する事業という規定の書き方は、よく会社の定款にある形でございしますが、實質的に私も考へておりますのは、ただいまのところは定期航空を中心としたやうにして、それに直接的な關係のあるやうな範圍にとどめておきたいと思つております。將來これが非常な發展をいたしまして、余裕もでき、世界的に伸びて行くやうなこともなれば、あるいはよそに日本のホテルをこしらへるというやうな、ほかの大きな会社がやつてゐるやうなことも考へられま

すけれども、今はそういうことまで伸びて行く力もありませんし、直接のものにとどめておきたいと思ひますので、その方針でやります。○熊本委員 これは他の委員から御質問があつたらうかと存じますが、この前も問題になりました航空法第四條の趣旨に基く外國資本の三分の一という限定、經營に關する重要役員等は當然排除するといふ建前が、そのまゝ含まれてゐると了解してよろしうござい

○石井國務大臣 これはあくまで日本

の航空会社として伸ばしてやりたいという趣旨に基くのでありまして、あなたのおつしやる通りのことをはつきり考えております。

○熊本委員 それではずつと先の方へ参りまして、この機会にぜひお尋ねいたしておきたいことは、本法案が通りますと、運輸大臣が会社の設立事務に關する設立委員を任命されることになる。さらに現在の日本航空株式会社を併合するにあつて、これに対する評価が必要となつて参りますので、これに對する評価委員の任命等を、やはり運輸大臣がされることに相なつておるようでございますが、これらの任命につきましては、非常に國民的関心が強かるうかと存じます。従いまして、この問題は、だれが見ても最も公平で、しかも適切な人選でなければならぬと私も考えておるわけでありまして、これらの構成につきまして、何か大臣の方に御試案でもありまして、われわれにも一応こういう形のこういう構成を目ざしておるといふようなことが、御説明願えれば幸いだと思つておる。

○石井國務大臣 設立委員につきましても、また評価審査会の委員にいたしましても、御説のように非常に重大なことでありまして、この人たちがいかんによりまして、いさ／＼な非難も起つて来るおそれがあるのでありますから、それには十分注意をいたしてやらなければならぬと私は考えております。評價委員は、これに關係のある各省の次官級の者、また法律問題等に詳しい人というふうな、専門的な立場の人たちを当てたいと思つております。まだはつきりいたしておりませんが、人数だ

けではこの法律の通りであります。大体そういう範圍の、そういうふうな心持でやりたいと思つております。

それから設立委員であります。これは今日の日本航空株式会社のできた時分は、ずいぶんたくさん、各方面にわたつて実業界のおもな人が列しておつたのであります。その中の実行委員はどれだけあつたか知りませんが、あんまり多いとかえつてごた／＼する形だけになりまして、その中の少数の人の独断になるおそれがあるのであります。あなたの心配されますようなことは、私も心配いたしておる。だれからもこの願ふれならもつともだといわれるような願ふれを選びたいと思つております。人数はなるべく少くしたいと思つておりますが、大體のところは十名見当を中心にしたくらい、このところがいいのではないかと思つておりますが、まだはつきりしておりません。

○熊本委員 大臣があらゆる問題に非常に御配慮願ひまして、そうしてこれが設立完成のために心使いをされておる。申上げますが、こういうことに關心の深い事業であり、しかも将来これが日本の全面的な航空事業を左右するものでありますから、ただいまの御答弁のように慎重にしたいと思つておる。特にお願いを申し上げておきたいと存じます。

と存じます。従つてこれにつきましては、われ／＼の考へておりますこと等についても十分御配慮を願うと同時に、その員数等につきましては、あまりあれもこれもというふうな多数をもつて議論をするというふうなことに等しい。これは、いさ／＼の問題が關連すると思ひますから、大體においては私ども大臣の御意思については一応了承いたします。なおわれ／＼のこれに對する根本的な考え方については、今も川島君から御注意を受けたのであります。決定をしておりませんから、御質疑だけにとめておきます。

○關内委員長 山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 私は運輸大臣が見えておる。修正案と本案で少し疑問の点がありまして、一点御質問申し上げたいと思ひます。運輸大臣の昨日からの御答弁並びにお話を承りますと、この会社が配当すると利益を上げるといふことは、当面なか／＼困難な問題だ、このように言われておつたのであります。御承知のように航空機なるものは、他の自動車や電車等、陸上の交通に利用せらるべき器材の償却とは違ひまして、非常に高価でありますし、しかも償却は陸上の交通機関のものよりも相当短期、短命のものであります。従つて償却といふものが非常に龐大な数字を占めると思ひます。そういういたしますと、私はこの償却に對する相當額の資金計画が、よしんば充足いたしましても必要になる。ところがその資金を得るにあたりまして、ただ国が投資をしておるからという裏づけによつて、杜撰のみをもつてこれを将来

やつて行くといふことは、正常な会社運営の方法から申してもできないことである。そうすればこの償却に對する見合資金として、また次に資金が必要になる、そういう場合にだんだんと政府投資を余儀なくされて来るという結果を招いたしまして、その政府で出しました出資に對しては利益の配分にあつてはならない。しかし民間の投ぜられた資本に對しては、優先的に利潤を確保してやる。修正案から申しますと、こういう結果になりますから、それでは将来せつかく航空事業を發展させようといひました。その面からする國民的な非難を免れ得ないと思ひますが、この点について運輸大臣はどういうふうにお考えになつておるか、疑問の点でありますので、お聞かせいただきたいと思います。

○石井國務大臣 金が大きいというふうな話でございますが、こういう仕事としてはまことにそういうことに考えられます。今度持つて参りますD C 6 B という國際航空に使う飛行機は、償却年限を八年と見ておる。そうあります。そういうふうな状態でありまして、今言われましたように、それにかゝるためにすぐ金があるだらうということも當然考えられます。一方お話を、民間は七分でも八分でも配当を受けるが、政府は出資しながら一つも受けないといふことは困る、國民の税金でやる出資としてはおかしいやないか、こう言われると、まことにその通りだと思ひますが、かりに七分なり八分なりの配当を支払い得て、かつ日本の航空が國際的にもだん／＼信用を得、發展し、収益を上げるといふことになれば、私は株の申込者の方は非

常に多いだらうと思ひます。そういう場合には政府は當然出資をやめたい。私はそういうふうになりたいたと思ひますけれども、おそらくそうなるまでは相當な時を要するのじやないかと思つておるのであります。今度の出資は民間十億、政府十億であります。この次にかりに十億ずつ増すといふようなことを考えると、なかく、民間の金の集まりは困難じやないかとさえ思ふのであります。そのためにさうもしてやる、ああもしてやるというふうな援助方法があれば、そういう増資がないよりはしやういだらうといふことを考へますから、償却が非常に短かいからこの事業は非常に困難で、損してとても成り立たぬだらうとまでも言ひ切れぬのであります。これがイギリスの航空株式の例を見まして、もうや／＼本年から配当ができるような状態になつたやうであります。その間は相當大きな出資を續けて参つたのであります。日本もある点までどうといふことははつきり申し上げかねますが、ある点までこの仕事は伸びて行けば、そして能率よく、頻度も増せば、そろばんも合ひ得るやうにだんだんやつて行くだらうと思ひますけれども、それにはしばらくの時を要するし、政府の出資も相當しなければならぬのじやないか、そういうふうに思つております。出資に關しましては、もし配当ができるやうなことであれば、今あなたのおつしやつたやうに、政府はだん／＼金だけを出し、民間だけ配当をもらつて行くといふやうなことになるやうに、そのバランスがとれる

ような行き方をとるべきだと思つてお
ります。

○山口(文)委員 そういたしますと、
私はここでただちにこの修正案によつ
て、政府、民間出資双方に対して、民
間出資が優先的に利益を得るような、
こういう修正案を出すこと自体が、時
期的に適切であるかどうか。これに対
して運輸大臣の所見をひとつ承りたい
と思ひます。

○石井国務大臣 この問題については
さつき熊本さんに御答弁申し上げまし
たように、こういうものが出ますと
ば、この仕事がいやしくなるといふこ
とは確かであるし、もし皆さんがその
ように御決定願へば、私もこれはこれ
に賛意を表するのだということを申し
上げた次第であります。

○山口(文)委員 私はそのものの自体に
ついて、もちろん仕事がいやしくなる
というように、単純に割切ればそれ
までの話でありますけれども、しかし
事航空に關しましては、これは国際線
に關する問題として、今主要な論議が
されておるのでありますけれども、
しかしそれはそう単純なものではなく
て、いわゆる他の国内線における航空事
業なるものも、やはり並行して考えら
れなければならぬといふことは、けさ
ほど大臣に質問を申し上げておいた
のであります。それを国際線におい
ても、このように政府あるいは國民的
な資本によらなければ、とうていその
発足もできない現状にあることは、こ
の法律を出した趣旨から見ても明確だ
と思ひます。そういういたします
と、やはり国内における航空事業と並
行して発展するにあらずんば、完全な
航空事業の発展とは私は言えない、こ

ういうふうに見えるわけでありませ
う。そうするとその国内における航空事業
の発展助成のためにも、やはり私はし
かるべき政府の助成を必要とするとい
うふうに見えるわけでありませう。そ
うするとまたこれと同じような形におい
て、政府の投資もししくは援助がなけれ
ばならぬといふことになりませうから、
次から次へとそういうふうになつて参
りますと、結果におきましては、私は
同一の性格を帯びた何らかの規定を設
けなければならぬといふことになると思
ひます。もしそれをしないで行くとい
ふことになりませうれば、これは非常
な一方的な、特定の会社のみの保護政
策に終るおそれがある。このように私
は思ふのであります。その調整、調
和について承りたいと思ひます。

○石井国務大臣 国内線の幹線はこの
中に一緒になつておりますから、その
問題ではないと思ひます。ローカル線
の問題だと思ひますが、ローカル線に
つきましては、まだどこにどう許すとい
うようなことはきめてないのであり
ます。おそらく近く許可することになつ
と思ひますが、これは飛行場の整備並
に飛行上の空の設備等が不完全である
ために、なか／＼そう簡単には許せな
いだらうと思ひます。これに對しまし
てどうやって行くか。それには初めの
間は保護育成をしなくてはならぬが、
どの程度すべきかといふ問題は目下研
究中でありまして、まだそれが皆さん
方にどこまでやつていただくかといふ
ことについての御相談をするところま
で至つておりませう。地方の問題とし
ては、今後飛ぶようになれば飛行場の
整備等は、もちろんわれ／＼やるの
は当然であります。問題として考え

られますのは、郵便飛行等をどこまで
頼むかといふことであります。どの程
度で立ち得るかといふことでございま
すが、あまり急激な競争をせず、私
どもが考へておりますのは、大体日本
を二つにわけて、二つの会社に許そう
といふ線で行きますれば、確立し得る
のじやないかと思ひます。そしてどう
いう状態にあるかといふことを見た上
で、何とか援助をしなければならぬと
いふことであれば、法律によつて援助
をお願いするといふようなことになる
かも知れませんが、まだきまつてお
りません。

○山口(文)委員 ただいま大政府の
考へておられることは、当面の問題と
しては私は承知するのですが、しかし
現在でも航空会社の出願は、相当数に
上つておることもまた事実でありま
す。そういういたしますと、将来それらの
会社がローカル線として出願し、ある
いはそれに対するところの政府の保護
等を請願する、あるいは陳情するとい
うようなことになつて参りました場合
には、政府はどうしてもそれに対して
は、公平な措置を講じなければならぬ
ことはもとより当然のことでありま
す。そういういたしますと、その公平とい
う意味は、私はやはりその濫立を防止
することである、その必要が生れて来
る、かように思ひます。現在でもそう
いう様相を帯びておることは、大臣も
御承知の通りだと思ひますが、そうい
たしますと、一方においては企業の出
立に對しては、ある種の統制を加えて
参る。しかも政府の指定いたしました
これは自由経済主義の形で、何ら制約
を加えず投資して保護育成して行く、

こういうことになりませうから、そこ
に非常な矛盾を生じ、将来に對して、
それらの事情からあるいは思はざる支
障を来しはしないかといふことを私は
憂へるものであります。これが将来
濫立して参ることを予測し、また現在
出願しておられるいろいろの会社に
對しての行政的な措置として、大臣は
どういふ考へを持つてこの濫立しよう
とする会社を統制されようとするか。
またもし統制をして行くといふしま
す、それについての保護助成といふも
のについての調和は、どういふふう
にお考へになつておるか、これを聞いて
おかないと、私は将来思はぬ不自然な
障害が起きないとも限らないと思ひ
てあります。いかがでしょうか。

○石井国務大臣 濫立すれば共倒れに
なるということは、すべてのいろ／＼
な仕事にもあり得ることでありま
す。この航空の仕事、特にローカル線
におきましては、ただいま私が申し上
げましたように、日本を二つにわけま
して、大体大阪から向う、もう一つは
大阪からこちらという線でありませ
う。そういうふうにして、ローカルの
定期線は一つづつ許すという方針でお
ります。従つて濫立はないわけでごさ
います。

また一つになれば、それに対する保
護育成はどうするかといふ次のお尋ね
でございますが、濫立すれば非常に營
業も困るでありませうが、そういう
ふうにならば、濫立するよりは
少くとも保護助成はやりやすいと思
ひます。それから郵便物等の輸送も行
われると思ひます。そういうふう
に考へてやつております。それから必要
なのは、今も御説明申しましたように、

實際にあたりまして援助すべきものは
援助するといふことにして、法律案を
出すことによつて、皆様方と御相談し
てやつて行きたいと思ひます。

○山口(文)委員 これは航空会社の持
株の問題でありませうが、もし外国人が
株式会社を設立するといふような場
合、あるいは外資を持ち込まれるよう
な場合における制限等について、どの
ような措置をとられておるか。また特
にこういう航空事業などの特殊性から
考へまして、それが外国資本の支配に
陥るような危険性があるかないか、こ
ういふ点についてひとつ伺ひした
い。

○石井国務大臣 これは航空法にきめ
られておる通りでありまして、三分の
一以上の持株を認めていないのでござ
います。これはこの通りやれます。そ
れから、それでは外資はどうだとい
ふ問題であります。外資は、金を貸し
てくれてそれを扱うだけの関係で、こ
れは運営権が完全に日本にあるなら
ば、外資は私はけつこうだと思ひま
す。が、なか／＼来そうにありません。実
際上の問題として考へられませう。
は、出資の形であるが、できればそれ
の力によつて自分の国際線とつない
で、そして大い意義に於いて自分
の利益を得たいといふようなことで、
国内の会社に一口乗つてやろうとい
ふ計画があつたのであります。しかしこ
れはもう大体おやめになつたやうに聞
いております。今のところはありませ
んが、もしやれましては、何か外資の
口でもあれば得たいと思ひます。

実は御参考までに申し上げておきま
すが、昨年アメリカの世界銀行の副総
裁のガーナー氏が参りましたときに、

九

第一類第十二号 運輸委員会議録第十八号 昭和二十八年七月十七日

それらを見、それから持とうとした人、先ほど申しましたような人々のいろいろな動き等を見まして、現在の実情から、急いでそれを改めなくちゃならぬというほどの心配をしなくてもいいんじゃないかという心持でおることであることであります。

○館委員 運輸大臣は見通しの問題をめぐってお話になつておるので、どうもそういう見通しであればそれでよいのですけれども、今日本の置かれておる現状というものは、朝鮮が休戦になるとか、あるいはMSAの問題が起きる、従つて再軍備の問題が實際的に持ち上つて来るといふ際にとつては、日本の陸上交通にいたしましても、海上交通にいたしましても、それから今問題になつておる航空の問題にいたしましても、そういう立場から見ると、非常に重要性を帯びて来るのであります。そこで今のような考え方であつては、将来危険性が私は伴つて来ると感じないわけに行きません。しかし見解の相違になるのですが、どうですか。それからもう一つは航空法にいたしましても、三項の項目にいたしましても、やはり外資の導入の口をあけておかなければ、日本の産業が立たない。航空事業はうまく行かないというところで、こういうきめ方をしておるのかどうかということについて、ちよつとお伺いしてみたいと思います。

○石井国務大臣 今のお尋ねであります、三分の一を外資、外国資本が入つてもいいということは、これは直接の外資そのものとの関係はないだろうと思ひます。外資だけの関係ならば、三分の一にこだわらないで、かりに会社が一億円の会社であつて、外資を三

億円借りるということでもかまわないと思ひます。そういうのとちよつと違うのじやないかと思ひます。
○關内委員長 残余の質疑は次会に譲り、明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局